

— 令和7年毎月勤労統計調査特別調査の概況 —

調査基準日：令和7年7月31日

結果の概要

(1) 賃金

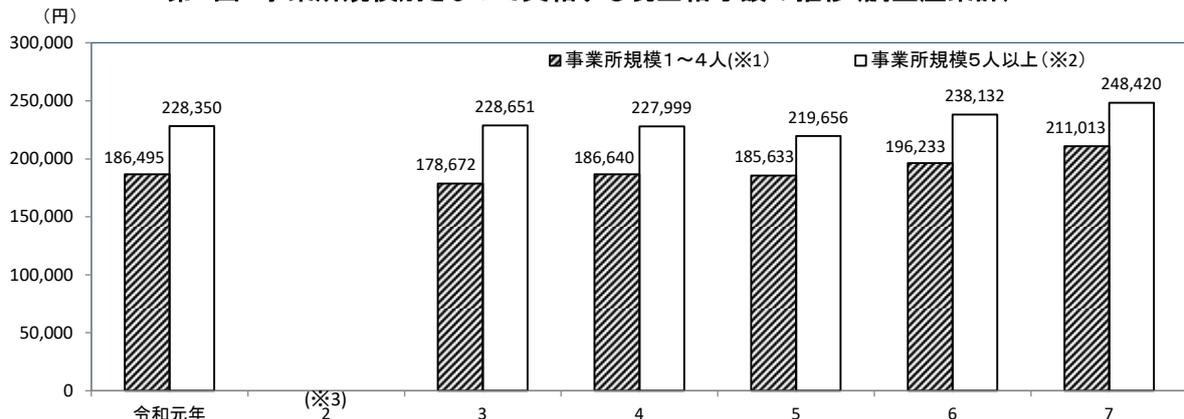
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和7年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が211,013円で前年比7.5%増となった。

男女別にみると、男は269,047円で前年比8.2%増、女は162,274円で同1.9%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が245,192円と最も高く、次いで「製造業」が242,630円、「医療、福祉」が214,056円、「卸売業、小売業」が205,068円、「生活関連サービス等」が159,215円、「飲食サービス業等」が125,094円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移(調査産業計)



(注): (※1)事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

(※2)事業所規模5人以上は、本県の毎月勤労統計調査地方調査各年7月分の結果である。

(※3)令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は184,742円となっている。
また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は228,651円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考)事業所規模5人以上(※1)		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比%	円	前年比(※2)%	
調査産業計	211,013	7.5	248,420	4.3	84.9
男	269,047	8.2	303,510	4.9	88.6
女	162,274	1.9	201,206	4.3	80.7
建設業	245,192	2.2	305,704	0.0	80.2
製造業	242,630	21.1	253,084	2.4	95.9
卸売業、小売業	205,068	7.3	206,491	10.9	99.3
飲食サービス業等	125,094	13.6	119,068	16.6	105.1
生活関連サービス等	159,215	5.7	280,441	19.5	56.8
医療、福祉	214,056	1.8	264,780	2.1	80.8

(注): (※1)事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査地方調査令和7年7月分の結果である。

(※2)事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。

イ 特別に支払われた現金給与額

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が360,872円で前年比14.5%増となった。

男女別にみると、男は458,962円で前年比9.1%増、女は276,532円で同16.8%増となった。

主な産業についてみると、「製造業」が337,479円と最も高く、次いで「建設業」が325,878円、「卸売業、小売業」が304,946円、「医療、福祉」が176,210円、「生活関連サービス等」が145,793円、「飲食サービス業等」が46,624円となった。（第2表）

第2表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額
(事業所規模1～4人)

性・主な産業	実績		支給割合	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調査産業計	360,872	14.5	1.71	0.10
男	458,962	9.1	1.71	0.02
女	276,532	16.8	1.70	0.21
建設業	325,878	23.8	1.33	0.23
製造業	337,479	98.4	1.39	0.54
卸売業、小売業	304,946	15.2	1.49	0.11
飲食サービス業等	46,624	88.0	0.37	0.14
生活関連サービス等	145,793	154.1	0.92	0.54
医療、福祉	176,210	-35.6	0.82	-0.48

(注) 1) 令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間分の数値である。

2) 特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和7年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和7年7月における出勤日数は、調査産業計が19.6日で前年より0.6日減少となった。

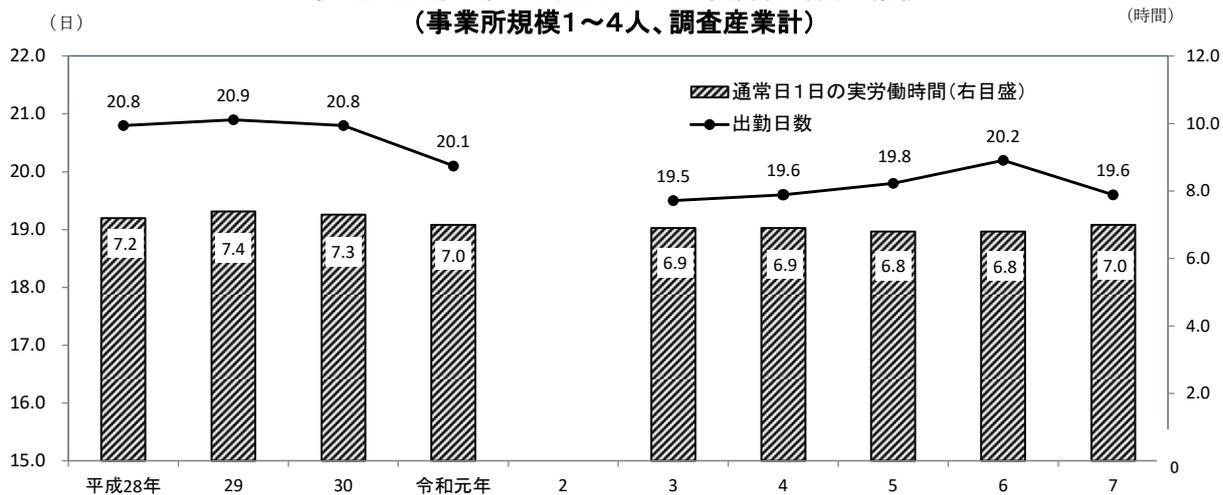
男女別にみると、男は20.8日で前年より1.0日減少となり、女は18.7日で前年より0.4日減少となった。（第2図、第3表）

イ 労働時間

令和7年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が7.0時間で前年より0.2時間増加となった。

男女別にみると、男は7.5時間で前年より0.2時間増加となり、女は6.6時間で前年より0.2時間増加となった。（第2図、第3表）

第2図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移
(事業所規模1～4人、調査産業計)



(注) 1) 各年7月の数値である。
2) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は18.8日、通常日1日の実労働時間は7.1時間となっている。

第3表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和7年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上	
	日	前年差	(※1)	前年差	時間	前年差	(※1、※2)	前年差
調査産業計	19.6	-0.6	19.2	0.2	7.0	0.2	7.6	0.0
男	20.8	-1.0	20.0	0.5	7.5	0.2	7.9	-0.1
女	18.7	-0.4	18.5	0.0	6.6	0.2	7.2	0.1
建設業	20.1	-2.3	21.0	0.0	7.4	0.0	7.9	0.3
製造業	20.9	1.2	20.2	0.3	7.3	0.5	8.1	0.0
卸売業、小売業	19.6	-1.4	19.1	0.7	7.1	0.5	7.0	-0.2
飲食サービス業等	17.3	0.7	14.1	0.1	5.7	0.5	6.6	0.4
生活関連サービス等	19.2	-1.8	17.9	-0.1	6.6	0.0	7.5	0.4
医療、福祉	20.7	-0.6	19.5	-0.2	6.8	-0.3	7.4	-0.1

(注): (※1) 事業所規模5人以上は、本県の毎月勤労統計調査地方調査令和7年7月分の結果である。

(※2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

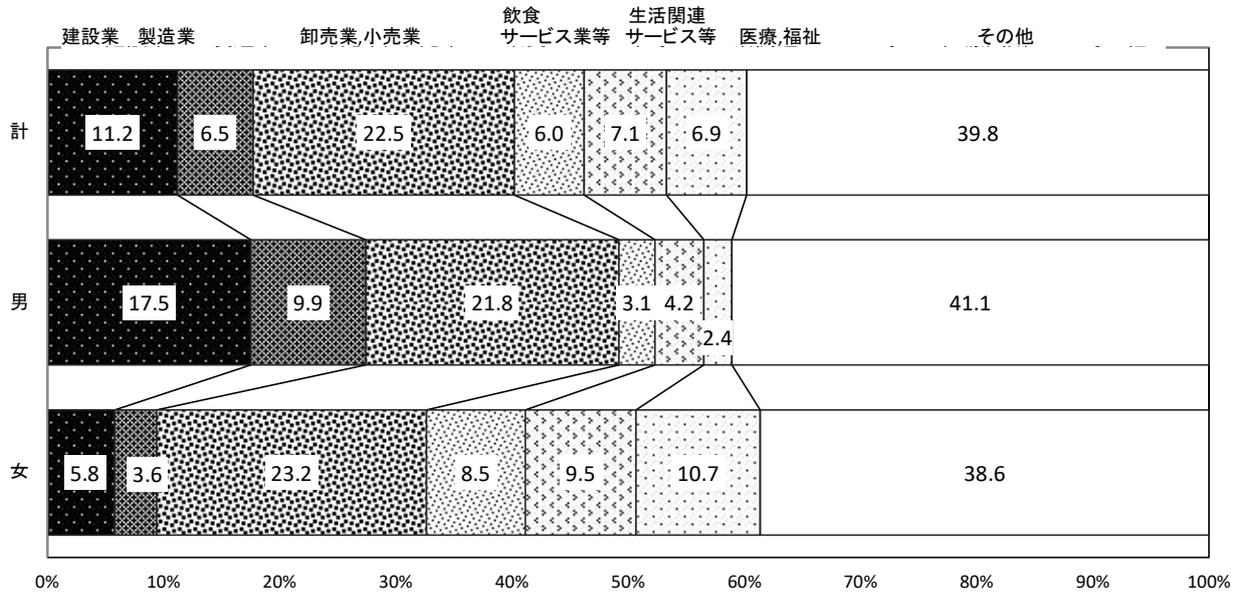
(3) 雇用

令和7年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業、小売業」が22.5%と最も高く、次いで「建設業」が11.2%、「生活関連サービス等」が7.1%、「医療、福祉」が6.9%、「製造業」が6.5%、「飲食サービス業等」が6.0%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が53.8%で前年より4.8ポイント低下となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が84.0%と最も高く、次いで「飲食サービス業等」が76.0%、「生活関連サービス等」が72.4%、「卸売業、小売業」が55.3%、「製造業」が29.8%、「建設業」が27.9%となった。(第3図、第4表)

第3図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1~4人)

令和7年7月末日現在



(注)1)「その他」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス(他に分類されないもの)」の合計である。
2)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

第4表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1~4人)

令和7年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合	
				%	前年差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	53.8	-4.8
建設業	11.2	17.5	5.8	27.9	3.6
製造業	6.5	9.9	3.6	29.8	-9.5
卸売業,小売業	22.5	21.8	23.2	55.3	-3.9
飲食サービス業等	6.0	3.1	8.5	76.0	4.0
生活関連サービス等	7.1	4.2	9.5	72.4	-12.5
医療,福祉	6.9	2.4	10.7	84.0	-8.1
その他	39.8	41.1	38.6	52.3	-2.4

(注)1)「その他」とは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス(他に分類されないもの)」の合計である。
2)「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。
3)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。